相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区三軒茶屋一丁目三二一番地一、最後の住所東京都世田谷区弦巻一丁目四六番二号　被相続人　亡　長岡　広高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階小西輝子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市八幡三丁目二〇番、最後の住所千葉県市川市新田一丁目二五番一八号（豊マンション三一号）　被相続人　亡　築山　忠生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

東京都台東区池之端二―一―四二―三〇一

平野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府松原市南新町二丁目一九六番地、最後の住所大阪府松原市南新町二丁目二番二三号　被相続人　亡　池田　泰久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

大阪府大阪市北区中之島二丁目三番一八号

中之島フェスティバルタワー一九階

相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市加古川町粟津三九三番地、最後の住所兵庫県加古川市加古川町粟津七二六番地の一　被相続人　亡　水田　春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

兵庫県姫路市神子岡前一丁目四番三号

相続財産管理人　弁護士　菅尾　英文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田郡有田川町大字宮川六七番地、最後の住所和歌山県有田郡有田川町大字粟生七一〇番地四あじさい二　被相続人　亡　石井ひさみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

和歌山県和歌山市六番丁一九番地畑山ビル四階四〇三号室

相続財産管理人　弁護士　**吉澤**　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市西条町御薗宇四七四〇番地、最後の住所広島県東広島市高屋高美が丘四丁目五番一二号　被相続人　亡　藤井　展子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

事務所広島市中区上八丁堀四番二七号　上八丁堀ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　井上　周子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡添田町大字添田五六三番地四、最後の住所福岡県田川郡添田町大字添田五六三番地の四　被相続人　亡　小坂　徹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

福岡県直方市須崎町三番三七号　竹田ビル五階　直方駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　勇馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区天神三丁目一六六番地二、最後の住所福岡市中央区天神三丁目七番七号　被相続人　亡　高倉　直美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

福岡市中央区大名二丁目一〇番三一号ネオハイツ天神九階

相続財産管理人　司法書士　小副川哲二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県松浦市星鹿町下田免六〇〇番地、最後の住所長崎県松浦市星鹿町北久保免七一五番地三　被相続人　亡　内野　勝海

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

長崎県佐世保市吉井町吉元五二番地一メゾン・ド・パル一〇二号室、事務所長崎県平戸市築地町五六一番地一　松田信哉司法書士法人平戸事務所

相続財産管理人　松浦　寛

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、売却又は買い受けることとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

平成三十年三月十五日

愛知県稲沢市天池遠松町一〇番地

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

熊谷　広雄　愛知県知立市山屋敷町山鼻八の四

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市東区健軍町四七七四番地一、最後の住所熊本県熊本市東区江津二丁目一〇番一〇の一八号県営住宅　被相続人　亡　森下　康光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

熊本県菊池郡菊陽町津久礼二九八五番地九

相続財産管理人

司法書士　眞鍋舞子こと　木津　舞子

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成三十年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

神奈川県横浜市西区高島二丁目一二番六号

ヨコハマ・ジャストビル一号館七階

神奈川県食品製造厚生年金基金

代表清算人　武田　正

タカラ食品株式会社

代表取締役　佐藤　文敏

株式の種類と数

普通株式　三・五株